

## 第 201 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 9 月 22 日(木) 午前 9 時 ~ 午前 9 時 45 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 ( 34名 )

2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季	6 番 足 立 信 子
7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦	9 番 藤 原 康 正	11 番 石 原 敬 士
13 番 磯 田 光 徳	14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造
17 番 勝 部 定 次	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進
22 番 藤 原 克 已	24 番 高 橋 正 敏	19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫
21 番 若 槻 進	22 番 藤 原 克 已	24 番 高 橋 正 敏	25 番 石 原 宏 二
26 番 賀 元 春 男	27 番 若 月 勝 久	28 番 藤 原 修	29 番 藤 原 功
31 番 山 田 幸 則	32 番 福 本 成 美	33 番 安 部 治 美	34 番 卜 藏 秀 夫
35 番 松 原 康 夫	37 番 若 槻 保	38 番 堀 尾 敏 久	39 番 永 濱 孝 之
40 番 石 原 博	41 番 足 立 康 夫	42 番 松 島 昭 夫	43 番 原 田 二 朗

4. 事務局又は説明者

農業委員会	事務局長	森山昇
農業振興課	農政グループ	廣田駿二

5. 欠席委員( 9名 )

01番 高橋委員 05番 大坂委員 10番 石原委員 12番 松原委員 18番 金倉委員  
23番 和久利委員 30番 小池委員 36番 岩田委員 40番 石原委員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の農業用施設転用に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 2 条の規定による非農地通知に対する承認について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

議案第 5 号 奥出雲農業振興地整備計画の変更について

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>ただいまより、奥出雲町農業委員会第201回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は5名。18名中13名出席。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、14番 藤原委員、15番 宇田川委員にお願いをいたします。</p> <p>本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号から議案第5号まで、順次行います。</p> <p>それでは議事に入ります。報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地の農業用施設転用に関する届出について。下記の届出について受理したことをここに報告する、令和3年9月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/畑、現況/宅地、面積176㎡。届出者 ○○ ○○、住所 ▲▲▲▲番。転用の理由、農業用倉庫及び作業場。用途区分変更については、令和3年8月26日に公告されています。追認となります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑は行いません。</p> <p>次、議案第1号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について上程いたします。事務局説明して下さい。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、下記農地の非農地通知に対する承認について意見を求める。令和3年9月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>今年度は1回目となります、非農地判断の案件です。亡くなっておられる方、世帯主の変更などで、所有者と承諾者が異なる筆については、備考欄に所有者名を記載しております。昨年の農地パトロール、荒廃農地調査において、B判定のうち、非農地判断をしたもので、今年10日までに所有者、または相続人等に承諾書をいただいた農地です。なお、転用案件、賃貸借の設定があるもの、写真がなかったもの等は除いています。筆数54、面積34,716㎡です(約3.5ha)。いずれも、各担当委員さんから現地の写真をいただいております。今回、承認をいただければ所有者または承諾者と、法務局、島根県、役場税務課へ非農地通知を发出いたします。今回調査いただく中で、地籍調査がまだ実施されていない筆や、非農地通知は发出済で未だ法務局での登記手続きをなされていない筆が何点かございました。そういったものは除いています。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1から番号26について一括質疑に入ります。案件が多いため、すこし時間を取りますので、ご検討いただきたいと思っております。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>一括承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第1号番号1から番号26について一括承認することに決しました。</p>

議長	<p>次、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年9月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積182㎡。申請人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。職業、■●●■。転用目的は農機具倉庫。施設等、農機具倉庫。転用理由は、隣接する農機具倉庫と一体として農機具倉庫とする。第1種農地となります。資料1に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積9㎡。申請人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は遠方にあるため自宅近く移転する。除地については、令和3年6月2日に県の同意を得て公告されています。資料2に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、ほ場整備事業が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。奥出雲町土地改良区に許可申請に係る意見を求めたところ、「転用申請地一帯は、県営上□□□□地区ほ場整備事業(平成4年度から平成13年度まで)の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請は、農機具倉庫用地が必要となり申請されたものです。本周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。許可条項は、農地法施行令第4条第1項第2号(イ)に規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるものであること」に該当するものと考えます。また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。</p> <p>番号2につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。21番若槻委員。</p>
21番	<p>番号1について、21番若槻が補足説明させていただきます。場所は、□□□□自治会になります。現在も農業用倉庫がございますが、それに隣接した畑も、農機具倉庫として申請するものです。以前2月に転用の報告事項として上がっていたところで、このたび4条申請で出されます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。15番宇田川委員。</p>
15番	<p>換地処分の案件はだいたい田圃が多いですが、こちらは畑です。</p>
議長	<p>事務局いかがですか。</p>

事務局	<p>登記簿にも換地処分ということが明記されており、土地改良区にも確認を取っています。</p>
議長	<p>よろしいですか、他に質疑ございませんか。  (はいの声)  可とすることに異議ございませんか。  (はいの声)  可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員、よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。</p>
議長	<p>次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。22番藤原委員。</p>
22番	<p>番号2について、22番藤原が補足説明させていただきます。この案件は、□□□□自治会の〇〇〇〇さんの墓の移転についてです。現在の墓は山の裾野にありまして、管理がしにくいということで、自宅に隣接している自分の畑の一面に移転をしたいということです。手続きも済んでおりますし、近隣4軒の承諾も取っておりますので、問題はなかるうかと思えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。  質疑ございませんか。  (はいの声)  可とすることに異議ございませんか。  (はいの声)  可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  挙手全員、よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。</p> <p>次、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和3年9月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積28㎡外で計38㎡。権利は所有権移転。譲渡人氏名 ○○○○。住所 ▲▲▲▲番。職業 農業。譲受人氏名 △△△△。住所 ●●●●番。職業 ■■■■。転用目的 墓地及び駐車場。転用理由 現在の墓地は山の中腹にあり、倒木などの危険性もあり、申請地に移転する。対価については、総額380,000円です。除地については、県の同意を得て、平成28年4月1日に公告されています。資料3に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、□□□□地区県営ほ場整備事業(昭和51年～61年)が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、□□□□地区県営ほ場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。28番藤原委員。
28番	番号1について、28番藤原が補足説明させていただきます。現地は、作業所のところから□□□□方面へ200m入ったところがございます。そこは現在、もう〇〇〇〇さんのお墓が建っておりまして、そこの隣の土地を買われ、お墓を建てるということになっています。除地から年数が経っておりますが、近隣民家の同意が取れず、今回同意が取れたということで、このような運びになりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。15番宇田川委員。
15番	墓地に転用する場合、基本的には10㎡以下で、進入路あるいは駐車場があれば墓地という名目では無理という話を以前聞きました。今回の場合、駐車場がついているわけですが、何か理由があるのですか。
議長	事務局いかがですか。
事務局	□□□□番が10㎡、こちらが墓地になると思います。そして■■■■番が28㎡、こちらが駐車場になると思います。基本的に墓地は10㎡以下です。駐車場等で10㎡を超える場合は、他の筆でということになります。除地の段階で県の同意が取れておりますので、今回の場合墓地が10㎡以下、駐車場が28㎡のところ、ということで許可が出ているものと思います。
議長	<p>よろしいですか、他に質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号、農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)上程いたします。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年9月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 □□□□番、外8筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積11,251㎡他で計116,861㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者の氏名 一般社団法人奥出雲町農業公社、住所 三成358番地1。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は1,944.5aです。利用目的は畑。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積5,069㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は826.6aです。利用目的は畑。期間は5年、賃貸借です。</p>

事務局	<p>番号3、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積3,146㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は807.4aです。利用目的は畑。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積4,079㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は816.7aです。利用目的は畑。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>番号5、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに畑。面積1,228㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番。利用権設定後の経営面積は788.2aです。利用目的は畑。期間は5年、賃貸借です。</p> <p>以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。議案第4号番号1から番号5について、受け手が同じ方ですので、担当委員から一括での説明をお願いいたします。35番松原委員。</p>
35番	<p>番号1から番号5について、35番松原が補足説明させていただきます。現地は、開パイである□□□でございまして、場所は■ ■ ■ ■になります。□□□□の牧草地につきましては、全部△△△△さんが作っておられます。</p> <p>番号1については、公益財団法人しまね農業振興公社さんとの再設定ということで、いつも管理しておられますので、何ら問題はないと思います。</p> <p>新規の案件ですが、番号2の○○○○さんの圃場については、西側になります。上がってすぐのところの開パイ地になります。番号3の○○○○さんについても、西側の圃場になっています。番号4の○○○○さんの圃場については、直線の道路がございまして、その道路端に■ ■ ■ ■がございまして、その山側の一面になります。番号5の○○○○さんの圃場については、□□□□の方でございまして。</p> <p>残りの圃場につきましては、ほぼすべてを△△△△さんが、公益財団法人しまね農業振興公社を介して耕作しておられます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号2について質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

議長	<p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号3について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号5について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について上程いたします。農業振興課農政グループ廣田主任主事、説明をお願いいたします。</p>
廣田	<p>農業振興課・農政グループの廣田です。農振除外の担当をしています。よろしく申し上げます。 議案5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について説明します。内容は、用途区分変更2件104㎡です。 整理番号1番、土地の所在 □□□□番、地目は畑。面積1,020㎡のうち44㎡。土地所有者および事業計画者ともに〇〇〇〇。変更の理由は、農業用施設用地です。 整理番号2番、土地の所在 □□□□番、地目は田。面積1,234㎡のうち60㎡。土地所有者および事業計画者ともに〇〇〇〇。変更の理由は、農業用施設用地です。</p> <p>詳細については、添付資料に位置図及び利用計画図を添付しておりますので、ご確認をお願いします。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>担当者の補足説明が終わりました。議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更については、勝田康則町長から意見を求められている案件となります。</p>

議長	<p>議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画、用途区分変更2件について、承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員、よって議案第5号、奥出雲農業振興地域整備計画の変更について承認することに決しました。</p> <p>以上を以て本日上程した議題はすべて終了いたしました。次、その他について、事務局お願いいたします。</p>
事務局	<p>失礼します。農地パトロール関連でお渡しした物品の返却をお願いいたします。調査していただいたデータを基に、遊休農地については利用意向調査、B判定につきましては非農地判断関連の事務を続けてまいります。先日、農業会議の野津次長より説明がありましたが、利用意向調査後、所有者のご意向により、6ヶ月後に現地確認ということが場合によっては出てくるということで、またお世話になることがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は10月21日(木)の予定です。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ㊟

議事録署名委員 14番 ㊟

議事録署名委員 15番 ㊟